

## トピックス

## 令和5年3月分からの協会けんぽの保険料率が決定

適用待ちの  
改正

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る協会けんぽ（全国健康保険協会）は基本的に、毎年1回、3月分（4月納付分<sup>（補足）</sup>）から適用される保険料率の見直しを行います。令和5年3月分から適用される保険料率は、次のように決定されました。

〈補足〉企業が納付する健康保険の保険料の納付期限は翌月末日であるため、3月分は4月納付分

## 1 一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕

——は変更あり（静岡県以外は変更あり）

北海道	10.29%	石川県	9.66%	岡山県	10.07%
青森県	9.79%	福井県	9.91%	広島県	9.92%
岩手県	9.77%	山梨県	9.67%	山口県	9.96%
宮城県	10.05%	長野県	9.49%	徳島県	10.25%
秋田県	9.86%	岐阜県	9.80%	香川県	10.23%
山形県	9.98%	静岡県	9.75%	愛媛県	10.01%
福島県	9.53%	愛知県	10.01%	高知県	10.10%
茨城県	9.73%	三重県	9.81%	福岡県	10.36%
栃木県	9.96%	滋賀県	9.73%	佐賀県	10.51%
群馬県	9.76%	京都府	10.09%	長崎県	10.21%
埼玉県	9.82%	大阪府	10.29%	熊本県	10.32%
千葉県	9.87%	兵庫県	10.17%	大分県	10.20%
東京都	10.00%	奈良県	10.14%	宮崎県	9.76%
神奈川県	10.02%	和歌山県	9.94%	鹿児島県	10.26%
新潟県	9.33%	鳥取県	9.82%	沖縄県	9.89%
富山県	9.57%	島根県	10.26%	—	—

## 2 介護保険料率〔全国一律/40歳以上65歳未満の方について、1に加えて負担・納付〕

全国一律	1.82%（1.64%から変更）
------	------------------

⑧ 健康保険組合が管掌する健康保険は、組合独自の保険料率となっており、介護保険料の負担の仕方も異なる場合があります。所属する組合の規約等をご確認ください。

★静岡県を除く46都道府県で都道府県単位保険料率が変更されます。全国一律の介護保険料率も変更されますので、「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」の変更が必要となります。

給与計算ソフトをお使いの場合には、その設定に注意しましょう。給与計算に関することについても、確認したいことなどがあれば、気軽にお声掛けください。

## ～研修報告：荒木友輔～ ハラスメント防止研修

日時：①令和4年11月17日(木)②令和4年11月24日(木)

開催場所：熊本県内 企業内会議室 講師：①上田 順一郎②東 健

参加者：①管理職②一般従業員

熊本県の企業様（従業員約20名）で管理職及び一般職員に向けたハラスメント研修を行いました。

管理職に向けた研修では実際にハラスメントが起こった場合や企業としての対策、裁判例等を。般職に向けた研修ではハラスメントの事例や、労働契約についての内容でした。

社員の皆さんも今までの行動を振り返りながら、熱心に受講されていました。

2022年4月1日に中小企業に対しても労働施策総合推進法の改正が適用され（大企業は2020年4月1日施行済）、パワハラ防止対策が義務化となっています。

ハラスメントが発生する前に研修をすることは皆さんの意識づけの効果が、従業員数を問わず様々な企業様より研修や対策についてのお問い合わせを頂いております。職場では相談できないという場合には、外部相談窓口としてプレインスターを活用されるケースもあります。（別途費用が必要です。）詳しくは、担当者または労務対策室へご相談ください。



お仕事  
カレンダー  
3月



3/10

● 2022年2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

3/15

● 2022年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告期限

3/31

● 2月分健康保険料・厚生年金保険料の納付  
 ● 1月決算法人の確定申告と納税・7月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）  
 ● 4月・7月・10月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）  
 ● 個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告

適用待ちの改正

令和5年度の雇用保険の保険料率が決定されました。  
財源確保のため、次のように引き上げられることになりました。

[ ]は  
令和4年10月から  
令和5年3月まで  
の間の率

●令和5年度の雇用保険の保険料率と負担の内訳

事業の種類	内 訳 雇用保険率	失業等給付・育児休業給付の料率	
		被保険者負担分	事業主負担分
いわゆる一般の事業	1,000分の15.5 〔1,000分の13.5〕	1,000分の6 〔1,000分の5〕	1,000分の6 〔1,000分の5〕
			1,000分の3.5 〔1,000分の3.5〕
		計 1,000分の9.5 〔1,000分の8.5〕	
いわゆる農林水産業 清酒の製造の事業	1,000分の17.5 〔1,000分の15.5〕	1,000分の7 〔1,000分の6〕	1,000分の7 〔1,000分の6〕
			1,000分の3.5 〔1,000分の3.5〕
		計 1,000分の10.5 〔1,000分の9.5〕	
いわゆる建設の事業	1,000分の18.5 〔1,000分の16.5〕	1,000分の7 〔1,000分の6〕	1,000分の7 〔1,000分の6〕
			1,000分の4.5 〔1,000分の4.5〕
		計 1,000分の11.5 〔1,000分の10.5〕	

★令和5年4月から令和6年3月までの間の雇用保険の保険料率が決まり、現行の率から1,000分の2（労使で1,000分の1ずつ）引き上げられることになりました。なお、前年度（令和4年度）には年度途中の引き上げがありましたが、本年度（令和5年度）についてはその予定はありません。  
〈補足〉労災保険の保険料率は、全額事業主負担です。業種に応じて定められていますが、メリット制の適用がない限り、前年度と同率に据え置くこととされました。

カスハラは企業の責任を問われます

昨年12月に公表された連合の調査結果によると、カスタマー・ハラスメントで一番多いのは「暴言」(55.3%)、次いで「説教など、権威的な態度」(46.7%) だそうです（「カスタマー・ハラスメントに関する調査2022」）。この調査は、18歳～65歳の被雇用者・フリーランスで、直近3年間で自身もしくは同じ職場の人がカスタマー・ハラスメントを受けたことがある人1,000名に質問を行ったものです。

◆カスハラは増えている

人手不足によるサービスの低下やコロナ禍を背景に、カスタマー・ハラスメントの発生件数が増えています。直近5年間で「発生件数が増えた」との回答が36.9%あったそうです。

カスハラが発生したきっかけとして、勘違いや嫌がらせ、商品・サービスへの不満もありますが、「制度上の不備」との回答が16.3%あったそうです。制度の不備とは、「不備な制度の放置」でもありますので、**会社の責任という面が強いと思われる**。

◆カスハラ放置の影響

どのようなきっかけのカスハラでも、それを放置していると会社の安全配慮義務違反を問われることにつながります。会社は、従業員の心身の安全を守る必要がありますが、この調査によると、カスハラ対応マニュアルの作成や研修を行っている会社は半数以下です。カスハラにより、従業員のストレスが高まり心身に不調が発生し業務が行えなくなる、満足な対応が行えない会社の状況を見た他の従業員が辞めてしまう、そうした情報が広まり人材の採用ができない、といった悪循環が生まれます。

カスハラを放置しない、発生した場合のサポートを行うことについて、現場任せにせず、カスハラを容認しない方針を会社として対外的に発表する、社内規則を整備する、マニュアルを整備するといった対策について、会社は十分に検討して実施する必要があります。

七十二候の暦（こよみ）

3月20日～3月24日頃



雀始巢（すずめはじめてすくう） 雀が巣を作り始めるころ  
雀にとっての繁殖期で早朝から夕方まで、枯草や藁、動物の毛や羽などを集めて器用に巣を作ります。「ちゅんちゅん」と鳴く声を聞くと安心となつかしさを感ずります。



**BrainStar**  
社会保険労務士法人 プレインスター

代表 上田 正順

〒862-0949 熊本市中央区国府1-13-5 2F  
TEL:096-211-6055 FAX:096-211-6065  
URL:http://brainstar.jp

## 施行待ちの改正

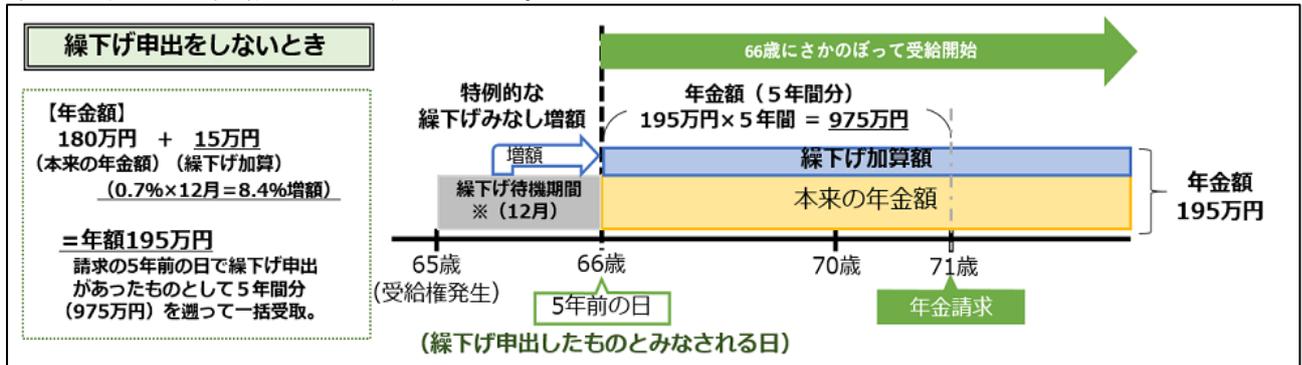
# 令和5年4月からの老齢年金の繰下げ制度の一部改正

いわゆる令和2年年金改正法による国民年金法・厚生年金保険法の改正で、令和4年4月から老齢年金〔老齢基礎年金・老齢厚生年金〕の繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになりました。これを踏まえて、令和5年4月から、次のような制度も施行されます。

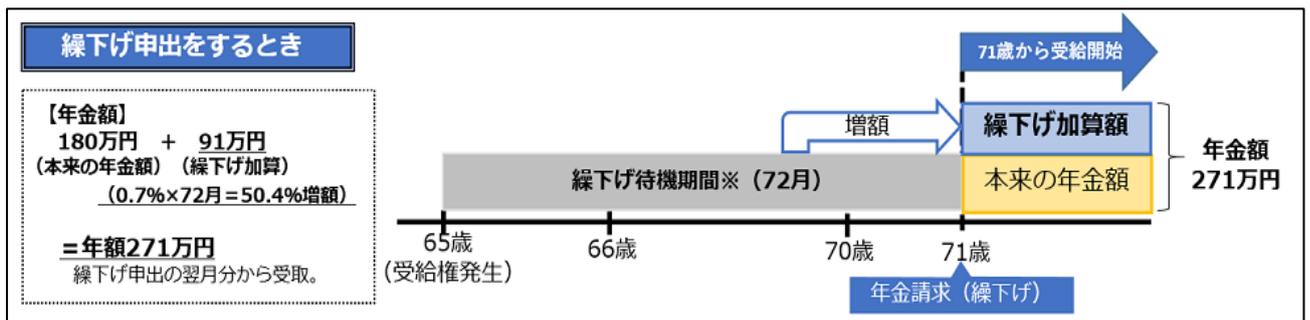
……………いわゆる「特例的な繰下げみなし増額制度」がスタート(令和5年4月～)……………

70歳以降も安心して繰下げ待機を選択することができるようにするため、70歳到達後に繰下げ申出をせずにさかのぼって年金を受け取ることを選択した場合でも、請求の5年前の日に繰下げ申出したものとみなし、増額された年金の5年間分を一括して受け取ることができるようになります。

例) 71歳まで繰下げ待機し、71歳時点で繰下げ申出をせず、年金(本来の年金額180万円)を請求する場合……次のような形で受給できるようになった。



〔参考〕上記のケースで、71歳時点で、繰下げ申出する場合



☆ なお、特例的な繰下げみなし増額制度の対象となる方は、基本的には、令和5年3月31日時点で71歳未満の方(昭和27年4月2日以降生まれの方)となります。  
また、80歳以降はこの制度を利用できないなどのルールもあります。

## 「オンライン事業所年金情報サービス」がスタートしました

### ◆「オンライン事業所年金情報サービス」とは

事業主の方が、毎月の社会保険料額情報等の電子データをe-Govのマイページで受け取れる、日本年金機構が2023年1月にスタートしたサービスです。利用申込みから各種情報・通知書の受け取りまでがオンラインで完結し、初回の申込み以降は定期的に受け取れるようになります。

### ◆サービスのメリット

- (1) 納入告知等、紙の通知書よりも早い受け取り・確認が可能
- (2) 一度の申請で定期的にデータの受け取りが可能
- (3) 電子データで受け取れるので、社内システムへの取り込み、自社保有データとの突合等が可能

### ◆サービスの利用方法

このサービスを利用するためには、GビズIDが必要になります。

GビズIDは無料で利用できますが、発行までに2週間程度かかりますので、まだ取得していない事業主の方は、早めに進めるとよいでしょう。

【日本年金機構「オンライン事業所年金情報サービス(事業主の方)」】

[https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/online\\_jigyousho/online\\_jigyousho.html](https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/online_jigyousho/online_jigyousho.html)



## 賃金引き上げ特設ページを開設／ページのメニューを紹介

厚生労働省が「賃金引き上げ特設ページ」を開設しました。この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、平均的な賃金額がわかる検索機能、各種助成金など、賃金引き上げのために参考となる情報が掲載されています。賃金引き上げを検討される際に、ご利用ください。



## 賃金引き上げ特設ページのメニュー

### MENU1

賃金引き上げに向けた  
取り組み事例の紹介

### MENU2

地域・業種・職種ごとの  
平均的な賃金検索機能

### MENU3

賃金引き上げに向けた  
政府の支援策の紹介

PICK UP!

### 地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

#### 検索結果の例

A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	374.0	2,299	1,381.4
～19歳	185.2	1,127	134.3
20～24歳	218.6	1,341	399.7
25～29歳	255.8	1,573	845.7
30～34歳	299.2	1,835	1,037.8
35～39歳	353.1	2,175	1,348.2
40～44歳	393.7	2,410	1,428.4
45～49歳	409.5	2,507	1,605.1
50～54歳	460.4	2,824	1,910.8
55～59歳	496.5	3,084	2,063.5
60～64歳	331.7	2,056	963.7
65～69歳	274.2	1,703	404.1
70歳～	248.8	1,533	248.1

A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.5歳	278.1	1,665	685.6
金属工作機械作業従事者	44.7歳	311.2	1,831	921.5
金属プレス従事者	42.4歳	294.7	1,754	840.6
板金従事者	41.7歳	299.6	1,688	478.5
金属彫刻・表面処理従事者	44.5歳	230.5	1,401	385.2
その他の製品製造・ 加工処理従事者(金属製品)	41.4歳	296.7	1,849	573.8

A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,726	製造業	1,395

※厚生労働省の「最低賃金特設サイト」から入ることができます。

☆中でも、賃金検索機能は地域・業種・職種ごとに平均的な賃金を調べることができる機能となっており、企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

## 昨年の実質賃金 0.9%減～毎月勤労統計調査 令和4年分結果速報

### ◆現金給与総額と実質賃金

現金給与総額は前年比 2.1%増の 326,157 円となり、1991 年以来 31 年ぶりの伸び幅となりました。

一方、物価の変動を反映した実質賃金は前年比 0.9%減少と、2 年ぶりのマイナスとなりました。

現金給与総額（名目賃金）は、コロナ禍で落ち込んだ経済の回復を背景に 2.1%増加しましたが、賃金の実質水準を算出する指標となる物価（持ち家の家賃換算分を除く総合指数）が 3.0%の上昇となったため、実質賃金はマイナスとなりました。

給与総額のうち基本給にあたる所定内給与は 1.2%増、残業代などの所定外給与は 5.0%増となりました。

賞与を含む特別に支払われた給与は 5.1%増と大きく伸びました。就業形態別にみると、正社員など一般労働者の給与総額は 2.3%増、パートタイム労働者は 2.6%増でした。

厚生労働省は「コロナの影響で落ち込んでいたボーナスが 4 年ぶりに増加するなど給与は増加傾向であるものの、物価の上昇に賃金が追い付いていない状況」としています。

### ◆労働時間

労働者一人平均の総実労働時間（就業形態計）は、昨年比 0.1%増の 136.2 時間でした。そのうち所定内労働時間は 0.3%減の 126.1 時間、所定外労働時間は 4.6%増の 10.1 時間となりました。

### ◆雇用

常用雇用（就業形態計）は昨年比 0.9%増の 51,342 千人となりました。就業形態別にみると、一般労働者は 0.5%増の 35,130 千人、パートタイム労働者は 1.9%増の 16,212 千人でした。